

# 医療事故に関する比較法的研究

## —要 約—

佐 藤 時次郎

(法 学 部 教 授)

広 井 大 三

(法 学 部 教 授)

荻 原 貞 正

(法 学 部 助 教 授)

一、近時、増加しつつある医療事故に関する訴訟事件においては、争点が高度の専門的知識に関係し、利害の対立も深刻化しているため、鑑定をめぐる多くの困難な問題が生じている。

1987年度フランス破毀院報告に紹介された「医療鑑定と医療秘密」との関係を取り扱った事件も、その例の一つである。

二、事実および判決を要約すると、大体、次のようである。

### 〔事実〕

保険の紛争に関して、故人が冒された病気の調査についての鑑定が命じられた。

そこで、複数の鑑定人は、治療を行なった公立中央病院で故人の一件記録を閲覧した。

これに対して、故人の相続人は、鑑定人が病院の医療に関する一件記録の書証を彼らに伝達しなかったという事実を理由として、鑑定の無効を主張した。

### 〔判決〕

病人自身、および彼の相続人は、病院の医療に関する一件記録の直接的な伝達を要求することはできない。

しかし、彼らは、医師を指名することができ、その医師は、鑑定の作業の間、医療文書を調査することができる。

三. 本件は、対審原則に基づいて、一方では、裁判上の鑑定人に対してその報告の基礎となる書証の全てを当事者双方に伝達する義務を宣言しつつ、他方では、医療の秘密の規則（定）との関係からかかる対審原則とは矛盾する判断をしたものとして、注目すべきものであろう。

四. この問題は、破毀院が常に医療秘密についてかなり厳格な見解をとっていたことと、鑑定に関する対審原則との関係を論じることから生じる。

〔対審原則〕

第16条「裁判官は、あらゆる場合において、対審原則を遵守されなければならない。

裁判官は、当事者より援用され、または提出された攻撃防御方法、説明および文書を、当事者が対審的に弁論することができた場合にのみ、その裁判の基礎とすることができる。」

したがって、裁判官は、伝達のなされなかった書証を裁判の基礎とすることを禁止される。

〔書証の伝達〕

第132条「書証を使用する当事者は、それを他の訴訟当事者すべてに伝達する義務を負う。

〔伝達の要求〕

第133条「書証の伝達が行われなかった場合には、その伝達を命じるように方式によらずに裁判官に要求することができる」

五. 今後、医療鑑定、医療秘密についてより具体的な検討を加えていきたい。

## 文 献

Rapport de la Cour de Cassation 1987, La documentation Française

I<sup>er</sup> chambre civile, 8 décembre 1987, Bulletin civil no 337, p.242

2<sup>ème</sup> chambre civile, 17 janvier 1985, Bulletin civil no 14, p.10

I<sup>er</sup> chambre civile, 13 octobre 1970 Bulletin civil no 258, p.212

Précis Dolloz Procédure civile

Dalloz Nouveau Code de Procédure civile

Loi n° 70-1318 du 31 décembre 1970

Décret n° 74-230 du 7 mars 1974

法務大臣官房司法法制調査部編・注釈フランス新民事訴訟法典・法曹会  
中野貞一郎編・科学裁判と鑑定・日本評論社